

平成20年第7回玉城町議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成20年12月11日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成20年12月11日
4. 応招議員

1番	小林一則君	2番	風口尚君
3番	山本静一君	4番	高木市郎君
5番	鈴木加奈子君	6番	東谷富雄君
7番	小林豊君	8番	中瀬信之君
9番	山口和宏君	10番	奥川直人君
11番	野口繁君	12番	川西元行君
13番	前川夫君	14番	中野勇君

5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	山口典郎君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	建設産業課長	前田浩三君
上下水道課長	小林一雄君	病院老健事務局長	田間宏紀君
教育事務局長	辻誠君	総務担当課長補佐	田村優君
農林商工課長	田畑良和君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	松田隆作君	監査委員	松田隆生君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中野雄広君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸報告

- 第 4 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 . 議案第 8 0 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 第 6 . 議案第 8 1 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 . 議案第 8 2 号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第 8 . 議案第 8 3 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 9 . 議案第 8 4 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 0 . 議案第 8 5 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 第 1 1 . 議案第 8 6 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 第 1 2 . 議案第 8 7 号 平成 2 0 年度玉城町一般会計補正予算 ( 第 4 号 )
- 第 1 3 . 議案第 8 8 号 平成 2 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 4 号 )
- 第 1 4 . 議案第 8 9 号 平成 2 0 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 1 5 . 議案第 9 0 号 平成 2 0 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 1 6 . 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 1 7 . 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 1 8 . 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度玉城町水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 1 9 . 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度玉城町下水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 )

( 午前 9 時 開会 )

議長(小林一則君) 只今の出席議員数は 1 4 名で定足数に達しております。よって、平成 2 0 年第 7 回玉城町議会定例会は成立致しましたので開会致します。

開会にあたり町長より定例会招集の挨拶があります。町長 辻村修一君。町長 ( 辻村修一君 ) 平成 2 0 年第 7 回定例会開会に当りまして、挨拶を申し上げます。今、世界で起こっております大変なこの不況が、日本の経済にも

大きな影響が生じてきておる所でございます、大変深刻な状況でございます。今後の町政推進にありまして、この状況危機意識を持って難局を乗り切っていかななくてはいかんと思っておる次第でございます。議員各位におかれまして町政運営に、一層のご理解ご支援を賜りたいと思う次第であります。今、定例会で提案をさせていただきます事項につきましては、平成20年度の第4半期を迎えましての過不足調整、それぞれの各会計ごとの補正予算、或はまた、条例関係の一部改正をお願いするというものが、主なものでございます。何とぞご審議賜りますようお願いを申し上げます、一言開会の挨拶とさせていただきます。

議長(小林一則君) これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。

議長(小林一則君) 日程第1．会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

6番 東谷富雄君 7番 小林 豊君

の2名を指名致します。

議長(小林一則君)次に、日程第2．会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの12日間と致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月22日までの12日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配付致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

議長(小林一則君) 次に、日程第3．諸報告を致します。監査委員から平成20年8月分ないし10月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手許に配布致しておきましたからご了承願います。

以上で、諸報告は終わります。

議長(小林一則君)次に、日程第4．諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

人権に関する課題や問題が複雑化している今日、年々住民のニーズが多用化し、その内容も複雑化しております。人権意識は、普及致してまいりましたが、今なお、自分の人権のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮が見受けられます。今回、本町の人権擁護委員の河井洋子氏が任期満了となることに伴い、後任委員に人格、識見共に、人権擁護委員として適任と考え、伊藤正明氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。補足は省略致します。どうぞよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(小林一則君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮り致します。本案については、推薦することに同意いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(『異議なし』の声)

ご異議なしと認めます。よって諮問第1号は原案のとおり推薦することに決しました。

議長(小林一則君) 次に、日程第5・議案第80号 公益法人等への職員派遣等に関する条例の一部改正についてないし、日程第9・議案第84号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 議案第80号 公益法人等への職員派遣等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、公益法人制度改革を行うため「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により民法が改正されたことに伴い、関係条文の整備を行うものであります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。補足は省略させていただきます。

次に、議案第81号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定により、夜間勤務手当の計算方法について、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から補足を致させます。

次に、議案第82号 玉城町使用料条例の一部改正につきまして提案理由

を申し上げます。施設の利用にかかる実費負担を適切にお願いするという考え方にに基づき、先に一部改正を致しました他の施設と同様に、今回は、町営プール使用料につきまして一部改正をお願いするものであります。

詳細については、教育委員会事務局長から説明致させます。

次に、議案第 8 3 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について提案理由を申し上げます。本案は、従来、土地は 5 筆、建物は、4 棟までを 1 件とし、一件を超えるものについては、1 筆又は 1 棟増すごとに、1 筆 2 0 円、1 棟 3 0 円を加算して証明書を発行しておりましたが、昨年の固定資産税の電算システムの変更に伴い、土地 7 筆まで又は建物 7 棟までを 1 件として件数に応じて手数料を徴収しようとするものであります。尚、1 件の単価は 200 円では変更はございません。

補足は省略させていただきます。

次に、議案第 8 4 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。今回の改正につきましては、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が平成 21 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、これに合わせ必要な改正をするものであります。

詳細は、生活福祉課長から説明致させます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君）総務課長 中郷徹君

総務課長（中郷徹君）議案第 8 1 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。今回の改正につきましては、第 14 条に定めます夜間勤務手当の支給の基準を額から率に改めるものでございます。従来、勤務 1 回に付 3 千 500 円としておりましたものを、今回勤務 1 時間につき勤務時間 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 に改めるものでございます。なお、付則におきまして施行日を平成 2 1 年 1 月 1 日といたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林一則君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）議案第 8 2 号 玉城町使用料条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。議案第 82 号資料の方をお開きいただきたいと思っております。新旧対照表によりまして説明申し上げます。今回の改正は、右の表にありますように、個人入場について 1 回 200 円と定めておりまして、ただし町内在住者は除くとし町内の方の利用は無料と致しております。

たが改正後におきましては、町内在住者を除くという規定を削除し町内の小学生・中学生は50円、又高校生以上の学生及び一般の方につきましてそれぞれ100円を頂くとするものでございます。尚、付則によりましてこの条例の施行につきましては平成21年4月1日から施行致すことと致しております。このようなことで、町営プールの使用料をお願いをしたいというふうなことでご提案を申しあげておりますので、ご承認賜われますようよろしくお願いを致します。

議長（小林一則君）生活福祉課長 林 裕紀君

生活福祉課長（林裕紀君）それでは議案第84号 玉城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の補足説明を致します。

今回の条例改正は、平成21年1月1日健康保険法施行令等の一部を改正する政令が開始することに伴い出産費用の上昇が見込まれることを踏まえ所要の条例改正を行い、出産育児一時金の支給額を35万円から38万円に見直すというものでございます。今回新たに設けられました産科医療補償制度でございますが、これは出産にかかる医療事故により脳性まひになったもの、それからその家族の経済負担を速やかに補償するということが目的でございます。事故の分析を行い将来の同種の事故の防止を避ける情報を提供する事などにより防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図る事を目的として作られたものでございます。補償の内容と致しましては3千万円ということになっています。一時金が600万円、分割金として1年間で120万円を20年間支払うということで合わせて3千万円の補償金額となっております。この産婦人科医の医療機関が入る掛け金ですがこれが一分娩当たり3万円ということになります。従いましてこの分娩機関が妊産婦よりこの掛け金3万円を別途追加徴収することになりますので、これを補てんするため、今回出産育児一時金を3万円増額して38万円とするものでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に、日程第10・議案第85号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議についてないし、日程第11・議案第86号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第85号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少に関する協議について提案理由を申し上げます。『多

気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合』が平成 21 年 3 月 31 日をもって三重県市町公平委員会から脱退するため、協議を行うものあります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。補足は省略いたします。

次に、議案第 86 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について提案理由を申し上げます。この協議については、全議案の「多気郡大台町、度会郡大紀町中学校組合」が平成 21 年 3 月 31 日をもって三重県市町公平委員会から脱退すること及び「木曾岬町」が 4 月 1 日から加入することを地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する 252 条の 2 第 3 項の規定並びに同法第 252 条の 6 の規定により、議会の議決を要するため、本案を上程するものであります。補足は省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（小林一則君）提案理由の説明は終わりました。次に、日程第 12 . 議案第 87 号 平成 20 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）ないし日程第 19 . 議案第 94 号 平成 20 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第 87 号 平成 20 年度 玉城町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして提案理由を申し上げます。今回、提案申し上げます一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに 100 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 43 億 8 千万円とするものであります。

その内容の主なものと致しましては、歳入では、町税において、個人町民税の 679 万 6 千円の増額、地方交付税では地方税等減収補てん措置分の確定に伴う 162 万 4 千円の増額、分担金負担金では、保育所入所者数の増などに伴う 173 万 8 千円の増額、国庫支出金では、障害者関係の国庫支出金は増額していますが、地方道路整備事業臨時交付金及び小学校空調整備補助金減により 1 千 909 万 8 千円の減額、県支出金では、県単土地基盤整備事業補助金 600 万円、執行時期は未定であります。衆議院議員選挙等委託金 641 万円の新規計上のほか、事業費の過不足調整による増減で 2 千 17 万 7 千円の増額、財産収入では財政調整基金の利子収入などで 70 万 9 千円の増額、寄付金では、ふるさと寄付金 250 万円の新規計上、福祉寄付の増額で 265 万 6 千円の増額です。ふるさと寄付金につきましては、今日現在で 220 万円を超えるご寄付を頂いています。諸収入では、玉城中学校の火災に伴う共済金などで 596 万 9 千円の増額、地方債では県営事業に伴う農林水産債 2 千 245 万円

の減額などであります。歳出では、事業の年度内見込みによる増減を計上致しております。主なものと致しましては、総務費で衆議院議員選挙費用の新規計上、民生費・社会福祉費で、国民健康保険・後期高齢者医療保険特別会計への繰り出し金及び心身障害者福祉費の増額、児童福祉費では有田保育所駐車場整備工事 131 万 1 千円の新規計上、衛生費では、太陽光発電システム設置補助金の減額、農林水産費では、県単土地基盤整備事業の採択により、農道舗装補修工事請負費 1 千 522 万 5 千円の新規計上、県営事業関係の減額、商工費では、次年度桜まつり準備委託料の計上、及び山村振興事業への繰り出し金の増額、土木費では、維持補修費、新設改良費の事業費精査、消防費では、広域消防庁舎の改修工事の新規計上、教育費では、田丸小学校の空調整備事業の精査、玉城中学校の火災関連の費用、民俗資料館解体費用、中央公民館の水道管布設替え工事の新規計上、公債費においては、地方債の利子の精査をしています。予備費においては、年度末を見込み減額しています。なお、詳細につきましては、副町長から説明を致させます。

次に、議案第 88 号 平成 20 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について提案理由を申し上げます。

今回提案申しあげます補正予算は、歳入歳出それぞれ 5 千 416 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 12 億 9 千 586 万 3 千円とするものでございます。歳入の主なものと致しまして、国庫支出金、1 千 382 万 8 千円の増、療養給付費交付金 4 千 898 万 5 千円の増などであります。歳出におきましては保険給付費 6 千 927 万 7 千円の増、共同事業拠出金 1 千 290 万 2 千円の減などが主なものでございます。詳細は、生活福祉課長から説明を致させます。

次に 議案第 89 号 平成 20 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 208 万 7 千円を増額し、予算総額を 5 千 671 万 6 千円とするものであります。歳入では、繰越金の減額と、諸収入、繰入金の増額、歳出では、物件費など管理運営費を増額するものでございます。なお、詳細は、農林商工課長から説明致させます。

次に、議案第 90 号 平成 20 年度 玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入で雑入の増額により、146 万 8 千円を増額し、歳出では、委託料、需用費等の増額と工事請負費等の減額で差し引き、歳入と同額の 146 万 8 千円を増額しようとするものであります。詳細は、上下水道



課長から補足の説明を致させます。

次に、議案第91号 平成20年度 玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の提案申しあげます補正予算は、歳入歳出それぞれ53万円を増額し、予算総額を8億2千326万3千円とするものであります。歳出におきましては、地域支援事業費21万7千円及び保険料還付金28万5千円の増額が主なものです。歳入ではこれに伴う繰入金の精査を行っております。詳細は、生活福祉課長から説明を致させます。

次に、議案第92号 平成20年度 玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

今回提案申しあげます補正予算は、歳入歳出それぞれ731万1千円を減額し、予算総額を1億7千423万8千円とするものであります。歳入におきましては、保険料791万7千円の減額、これに伴い、歳出において、広域連合納付金729万2千円の減額が主なものです。詳細につきましては、生活福祉課長から説明致させます。

次に、議案第93号 平成20年度 玉城町水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収支の支出で営業費用の原水費、配水費、総係費で53万4千円の増額、資本的収支の収入の分担金で1千235万9千円増額、支出で水道拡張費において3千189万6千円の増額をお願いするものであります。詳細は、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第94号 平成20年度 玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、収益的収支の収入で雑収益5万4千円の増額、支出で処理場費と総係費で35万8千円を増額するものです。又、資本的支出において補正額無く、予算の組み替えをお願いするものでございます。詳細は、上下水道課長から説明致させます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

議長(小林一則君) 副町長 坪井信義君  
副町長(坪井信義君) 議案第87号 平成20年度玉城町一般会計補正予算(第4号)につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長(小林一則君)生活福祉課長 林 裕紀君  
生活福祉課長(林裕紀君)それでは、生活福祉課が所管を致します補正予算の補足説明を申し上げます。先ず、議案第88号 平成20年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

次に、議案第91号 平成20年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

次に、議案第92号 平成20年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申しあげます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長(小林一則君)ここで説明の途中ですが10分間休憩します。

( 午前 9時 50分 休憩 )

( 午前10時 3分 再開 )

議長(小林一則君)再開致します。休憩前に引き続き提案説明を続けます。  
農林商工課長 田畑良和君

農林商工課長(田畑良和君)それでは、議案第89号 平成20年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

議長(小林一則君)上下水道課長 小林一雄君  
上下水道課長(小林一雄君)それでは、所管を致します3議案につきまして、補足説明を申し上げます。先ず、議案第90号 平成20年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

続きまして、議案第93号 平成20年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)について補足説明を申し上げます。

( 補正予算書朗読方々説明する )

続きまして、議案第94号 平成20年度玉城町下水道事業会計補正予算  
(第2号)について補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(小林一則君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて、本日の日程はすべて終了致しました。来る12日は午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行ないますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これをもって散会致します。

(午前10時10分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員